

行政告知放送端末機器が設置された家屋に転入・転居された皆様へ（御案内）

行政告知放送端末機器とは、志布志市内の各家庭に安全・安心・地域の情報をお届けする機器で、災害等による緊急情報や行政・自治会からのお知らせが放送されます。御利用の際は、下記の事項を遵守してください。

端末機器を利用する際の遵守事項

- 1 端末機器の良好な維持管理に努め、異常がある場合は、速やかに市へ連絡します。
- 2 志布志市から転出予定がある場合は、速やかに届け出ます。
- 3 端末機器を第三者に譲渡、転貸等はしません。
- 4 端末機器を分解、改造は行いません。
- 5 端末機器の維持に必要な電気料、乾電池等の費用を負担します。
- 6 故意又は不注意により告知端末機器を破損等した場合は、その実費を弁償します。
- 7 設置場所を住居として使用しなくなったとき又は端末機器が不要となったときは、直ちに連絡すると共に端末機器を返還します。

告知端末機器の詳細情報は、こちらから 



(問合せ先)

志布志市役所 総合政策課DX・広報グループ
電話099-472-1111（内線445・446・447）